

赤井川村におけるUPZ内から一時滞在場所までの主な経路

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。



他の地方公共団体からの応援計画

▶ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、関係地方公共団体からの支援策として、4つの応援協定等を締結。

㉞ 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

(平成20年6月10日)

【対象】

北海道及び北海道内の全179市町村

【応援内容】

- ①食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ②被災者等の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- ③避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- ④避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- ⑤被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑥その他特に要請のあった事項

㉟ 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(平成7年10月31日)

【対象】

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

【応援内容】

- ①応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- ②食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③被害者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材、物資の提供及びあっせん
- ④災害応急活動等に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあっせん
- ⑤災害応急活動に必要な職員の派遣
- ⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦その他特に要請のあった事項

㊱ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(平成24年5月18日)

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあったもの

㊲ 原子力災害時の相互応援に関する協定

(平成13年1月31日)

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣



7. 放射線防護資機材、物資、 燃料の備蓄・供給体制

PAZ内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- ▶ 北海道は、PAZ内の関係町村のほか、消防署や放射線防護対策施設において、避難誘導や避難行動支援などを行う要員のための個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施。
- ▶ 緊急時には、町村職員や消防職員等が、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- ▶ 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを整備。



- PAZ内の関係町村役場
防災業務従事者向けに備蓄を実施
- PAZ内の関係町村消防署・支署
防災業務従事者向けに備蓄を実施
- 放射線防護対策施設
施設職員向けに備蓄を実施



個人線量計



サーベイメータ

備蓄拠点	対象施設数
PAZ内町村役場	3
PAZ内町村消防署・支署	3
放射線防護対策施設	4
合計	10

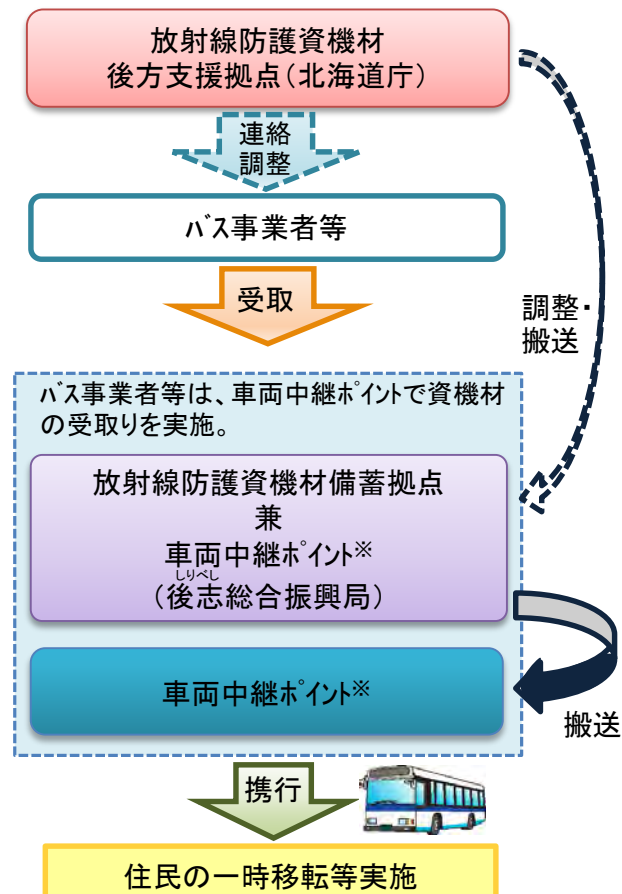
※共和町及び岩内町は、PAZ外にある各拠点で放射線防護資機材の備蓄を実施。

UPZ内の防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内の関係町村では、防災業務従事者のための放射線防護資機材を備蓄。各関係町村の資機材が不足する場合には、放射線防護資機材備蓄拠点(後志総合振興局)から供給を実施。
- UPZ内住民の一時移転等を担うバス事業者等には、原則、緊急時に設置する車両中継ポイントで、放射線防護資機材を配布。なお、平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。
- 車両中継ポイントでは、それまでのモニタリング結果等により、業務従事に伴う被ばく線量が1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。
- 放射線防護資機材備蓄拠点等の資機材が不足する場合等には、後方支援拠点(北海道庁)が関係機関に要請を行い、各拠点への搬送について調整を行い、放射線防護資機材の供給を実施。



＜バス事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制＞



※車両中継ポイントは、避難退域時検査場所やその近傍に設置することとしている。

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時における事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



タイベックスーツ